

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
個人信用情報機関の利用	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	一般社団法人全国銀行協会 東京都千代田区丸の内1-3-1	会計規程第25条第1項 一般社団法人全国銀行協会加盟の金融機関すべて(都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等)の借入情報を取得できるのは一般社団法人全国銀行協会のみであるため、唯一の契約相手方である同協会と随意契約したものである。	22,404,600	照会費用 150円/件ほか	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	
個人信用情報機関の利用	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田東松下町41-1	会計規程第25条第1項 審査上必要な消費者金融、信販会社及びその他金融業者からの借入情報を取得できるのは株式会社日本信用情報機構のみであるため、唯一の契約相手方である同社と随意契約したものである。	14,531,046	照会費用 110.25円/件ほか	100.00%	-	融資審査のために個人信用情報を取得するものであるが、当該サービスの提供元が契約相手方のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	12	
日本司法書士会連合会報酬請求書とりまとめ業務	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	日本司法書士会連合会 東京都新宿区本塩町9-3	会計規程第25条第1項 独立行政法人への移行により、旧公庫名義の住宅ローン完済等に伴う抵当権抹消等登記を行う際に、抵当権の移転登記が必要となっている。本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務を、司法書士が所属している司法書士会に委託することが効率的であるため、同会と随意契約したものである。	39,731,160	420円/件	100.00%	-	本件は、司法書士に移転登記を依頼したことにより生じる報酬請求書の取りまとめ等業務である。すべての司法書士と迅速かつ緊密な連携がとれるのは司法書士の入会が義務付けられている司法書士会(司法書士法第57条)のみであり、同社と随意契約したものである。	19	
ガス	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区湾岸1-5-20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,692,740	1,692,740	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	
ガス	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	東邦ガス株式会社 愛知県名古屋市中熱田区桜田町19-18	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	2,372,195	2,372,195	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	
水道	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	東京都水道局 東京都文京区西片2-16-23	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、東京都水道局と随意契約したものである。	8,874,837	8,874,837	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるを得ないものである。	8	
後納郵便	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	日本郵便株式会社 東京都千代田区霞が関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ない事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	258,032,889	258,032,889	100.00%	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能ない事業者は、同社しかないため随意契約によらざるを得ないものである。	9	
個人信用情報利用に係る通信回線利用料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	株式会社日本信用情報機構 東京都千代田区神田東松下町41-1	会計規程第25条第1項 本件は、株式会社日本信用情報機構の個人信用情報の利用のために必要な通信回線に係る契約である。利用に当たり回線事業者が指定されているため、同社と随意契約したものである。	3,456,018	3,456,018	100.00%	-	個人信用情報機関との契約により、契約相手先が指定されていることから随意契約によらざるを得ないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
ファームバンキング利用に係る振込手数料等	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀行 東京都千代田区神田鍛冶町3-6-3	会計規程第25条第1項 本件は、ファームバンキングを利用して機構の資金決済を行うための契約である。機構の事業実施にあたっては、資金決済リスクを抑制し、安定的に資金決済を実施することが必要である。特に、証券化支援事業では、決済リスクが顕在化した場合、これを理由に資金調達コストが上昇しかねないことのみならず、機構の信用力の低下を招き、債券市場及び証券化支援事業の事業運営に大きな影響を及ぼすことから、契約の性質又は目的が競争を許さないため、同行と随意契約したものである。	43,231,335	振込手数料 157.5円/件ほか	100.00%	-	資金決済において、決済デフォルトを引き起こした場合、信用失墜を招き、機構の経営及び事業継続に重大な影響を及ぼすものである。このため、資金決済業務の不安定化リスク排除のため、独法移行後これまで安定的に資金決済業務を取り扱っている同行との随意契約によらざるをえないものである。	19	
本店ビルにおける熱需給	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	東京下水道エネルギー株式会社 東京都中央区新富1-7-4	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成24年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー株式会社1社であることから、同社と随意契約したものである。	91,034,539	91,034,539	100.00%	-	本店ビルのある地区において当該熱需給供給を行う事業者は、同社のみであることから随意契約によらざるをえないものである。	8	
金融情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行するために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	7,938,000	7,938,000	100.00%	-	機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから、同社と随意契約したものである。	12	
マンション市場情報サービスの利用	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	株式会社長谷工エアースト 東京都港区芝2-32-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要なマンション市場情報の提供サービスを受けるものである。機構では、平成21年度以降、首都圏におけるマンションの新築・中古市場、供給事業者、購入者等お客様に関する動向やニーズ等をリアルタイムに把握するための基礎データとして、同社から提供されるレポートを使用しているところであるが、これらのデータについては当該レポートでしか把握・分析できないものであるため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものである。	1,008,000	1,008,000	100.00%	-	首都圏におけるマンションの新築・中古市場、供給事業者、購入者等お客様に関する動向やニーズ等をリアルタイムに把握するための基礎データとして、同社から提供されるレポートを使用しているところであるが、これらのデータについては当該レポートでしか把握・分析できないものであるため、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。	12	
ナビダイヤル利用料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	8,949,000	利用料金 143,671円/月ほか	100.00%	-	提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、随意契約によらざるをえないものである。	8	
事務所賃借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	ケネディクス不動産投資法人 東京都港区新橋2-2-9	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を勘案すると、当該場所において業務を安定的に継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、業務を継続して実施する必要があることから、同社と随意契約したものである。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区 みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、 移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を 勘案すると、当該場所において業務を安定的に 継続して実施する必要があることから、同社と 随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、 業務を継続して実施する必要があることから、 同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内 1-6-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、 移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を 勘案すると、当該場所において業務を安定的に 継続して実施する必要があることから、同社と 随意契約したものである。	契約当事者間の 約定により非公表	契約当事者間の 約定により非公表	---	-	すでに当該場所を事務所として利用し、 業務を継続して実施する必要があることから、 同社と随意契約したものである。	5	
事務所賃貸借	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	春日興産合同会社 大阪府吹田市桃山台 3-29-6	会計規程第25条第1項 すでに当該場所を事務所として利用しており、 移転による作業負担、費用及び情報リスク管理を 勘案すると、当該場所において業務を安定的に 継続して実施する必要があることから、同社と 随意契約したものである。	3,669,716	賃料 211,756円/月 ほか	100.00%	-	すでに当該場所を事務所として利用し、 業務を継続して実施する必要があることから、 同社と随意契約したものである。	5	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	丸喜商事株式会社 東京都練馬区豊玉北 5-24-15	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舍として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舍として活用する必要があること から当該物件の賃貸人との随意契約によらざ るをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により 非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舍として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,556,000	2,556,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舍として活用する必要があること から当該物件の賃貸人との随意契約によらざ るをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により 非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舍として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舍として活用する必要があること から当該物件の賃貸人との随意契約によらざ るをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により 非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舍として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,544,000	2,544,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舍として活用する必要があること から当該物件の賃貸人との随意契約によらざ るをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により 非公表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続 して宿舍として活用する必要があることから当 該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	当該物件に現に職員が居住中であり、 継続して宿舍として活用する必要があること から当該物件の賃貸人との随意契約によらざ るをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	梶山産業株式会社 東京都練馬区豊玉北 6-3-2	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍 の借上げが必要となり、当該物件を宿舍とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもので ある。	1,896,000	1,896,000	100.00%	-	当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員 宿舍の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舍として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	
借上宿舍	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	梶山産業株式会社 東京都練馬区豊玉北 6-3-2	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍 の借上げが必要となり、当該物件を宿舍とし て活用するため、賃貸人と随意契約したもので ある。	1,944,000	1,944,000	100.00%	-	当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員 宿舍の借上げが必要となり、事務所に 近接する当該物件を宿舍として活用す るため、契約相手方との随意契約によら ざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	2,152,800	2,152,800	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,440,000	1,440,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,272,000	1,272,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	19	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月6日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	1,320,000	1,320,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月9日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,800,000	10,800,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
資産自己査定システム運用支援及び保守等業務	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月24日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15	政府調達規程第11条第2号 資産自己査定システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者に公開されていないことから、本システムに係る運用支援等業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	25,515,000	25,515,000	100.00%	-	本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者による変更が禁止されていることから改修を実施することができないのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月26日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,900,000	7,900,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	
資産自己査定システム改修業務	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月30日	株式会社オービック 東京都中央区京橋2-4-15	政府調達規程第11条第2号 資産自己査定システムは、同社が著作権を保有するパッケージソフトをもとに機構独自の管理機能等を追加したものである。本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者に公開されていないことから、資産自己査定システムに係る改修業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	27,558,000	27,300,000	99.06%	-	本システムのパッケージソフトのプログラム等は、第三者による変更が禁止されていることから改修を実施することができないのは同社のみであるため、随意契約によらざるをえないものである。	1	
借上宿舎	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年4月30日	株式会社リロエステート 東京都新宿区新宿4-2-18新宿光風ビル7F	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舎の借上げが必要となり、当該物件を宿舎として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	3,120,000	3,120,000	100.00%	-	当該借上宿舎は、人事異動に伴い職員宿舎の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舎として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年5月24日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	9,150,000	9,150,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
機構本体格付の取得に係る年間手数料	理事長 宍戸信哉 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年6月1日	ムーディーズ・ジャパン株式会社 東京都港区愛宕2-5-1	会計規程第25条第1項 証券化支援事業(保証型)は、民間金融機関が住宅ローンを証券化し、機構がそれに対して保証を行うものであり、その際、債務保証を行う機構についての本体格付が必要となるが、その格付会社は当該民間金融機関が発行する保証型MBSの格付を行った者と同じである必要があるため、当該民間金融機関が選定した同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	証券化支援事業(保証型)は、金融機関が証券化を行うため、保証型格付会社は、金融機関において決定する。保証型MBSの格付けを行うに当たっては、債務保証を行う機構についての本体格付も必要であることから、金融機関が選定した同社との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年6月21日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,400,000	7,400,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
平成25年度「住生活月間」協賛金	契約担当役 藤本和宏 東京都文京区後楽1-4-10	平成25年6月21日	住生活月間実行委員会 東京都千代田区神田小川町1-11	会計規程第25条第1項 住生活月間実行委員会に所属することにより、フラット35やその他の融資制度を効率的に周知する機会を得ることができ、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成25年度住生活月間の協賛金を負担するために当委員会と随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	-	住生活月間実行委員会が事業を行うための費用は会員からの協賛金等で賄われており、機構は住生活実行委員会の構成団体として、平成24年度住生活月間の協賛金を負担する必要があることから、随意契約によらざるを得ないものである。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成25年9月末時点の情報に基づき作成。